

令和7年9月12日

関係者 各位

「土壌汚染等の公開質問状の『ご回答』に対する再質問及び要請書」に係る「ご回答」に対する再質問（その5）へのご回答

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁 護 士
弁 護 士
弁 護 士

冠省 「土壌汚染等の公開質問状の『ご回答』に対する再質問及び要請書」に係る「ご回答」に対する再質問と題する文書に対し、下記のとおり、ご回答申し上げます。

なお、同趣旨のご質問が多数続いており、株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社としては、近隣住民の皆様からのご質問を確認し、ご指定の期限までに回答することは業務上の負担が大きいため、今後は、ご質問をいただいた後、1か月程度を目途に回答させていただきます。

草々

記

- 1 第1項について
回答の必要性がないものと思料いたしますので、ご回答を差し控えさせていただきます。
- 2 第2項について
添付する予定はございません。
- 3 第4項について
ご回答にあたって、トーエイ環境の菅野氏に対し、FJネクストの担当者を通じて、再確認しております。具体的な確認方法については、回答の必要性がないものと思料いたしますので、回答を差し控えさせていただきます。
- 4 第5項について
ご回答申し上げましたとおり、回答の必要性がないものと思料いたしますので、ご回答を差し控えさせていただきます。
- 5 第7項について
当方としては、各説明事項については、いずれもお送りいたしました資料記載のとおりであり、条例上、必要となる説明会の開催が既に終了した以上、更に説明会を開催する必要性はないものと思料しております。

以上